

奥能登2市2町
共通A I オンデマンド交通導入等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

奥能登2市2町

共通A I オンデマンド交通システム導入等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の実施目的

奥能登2市2町（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）では、震災の影響が地域公共交通事業者にも及び、路線バスや各市町で運営しているコミュニティバスの維持、タクシーの手配が困難となっている。奥能登地域の公共交通においては、運行主体間の十分な相互連携が図られておらず、移動ニーズを踏まえた効率的な運行となっていない状況にあったほか、市町を越える移動ニーズに対応する路線もあり、広域的な対応が求められている。また今般の震災により、仮設住宅や災害公営住宅の建設による移動ニーズの変化・広域化が進んでいる。

さらに、復興関係業務が自治体職員の業務負担となっているなど、新たな課題が生じているなか、これまで以上に事務の共同化による効率化が求められている。

地域公共交通は、通学、通院、買い物等の地域住民の足としてだけではなく、観光客の二次交通としても重要な役割を果たすものであり、利用者目線に立った持続可能なものとして再構築を図ることは、能登の創造的復興には必要不可欠である。

これらの課題解決のため、A I 技術を活用した従来の交通にはない高い移動の自由度と効率性が得られる「A I オンデマンド交通」を奥能登2市2町が共同で導入すべく、各市町の個別ニーズや広域的な移動など様々なニーズに対応できるシステム構築やその仕組みを構築するとともに、持続可能な運営体制の構築に向け、当システムの運営等を担う広域運営体制の検討・調整を行う。

2 業務の概要

(1) 業務名

奥能登2市2町共通A I オンデマンド交通システム導入等業務委託

(2) 業務内容

別紙「奥能登2市2町A I オンデマンド交通導入等支援業務委託にかかる企画提案仕様書」のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

(4) 見積限度額

50,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※詳細は別紙「企画提案仕様書」に記載された業務内容を確認のこと。

(5) 実施形式

本業務の履行にあたっては、専門的知識、技術を要することから、価格のみでなく、奥能登2市2町の地域特性に合わせた企画提案力が必要である。このため、広く公募することにより提案を求め、総合的な見地から判断し、最適な企画・技術能力等を有する事業者を選定するため、プロポーザル方式により候補者を決定する。

(6) 注意事項

本業務の契約は、令和8年2月27日（金）までとするが、サービス開始後（令和8年4月（予定））の必要な経費についての見積を示すこと。また、本業務で要求する「システム」の詳細については、別紙「企画提案仕様書」、「5. 業務

内容」を確認すること。

3 参加資格

本業務のプロポーザルに参加するものは、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録される者であること。
- (3) 石川県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。
 - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。以下同じ。）である者
 - ② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令順守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。
- (8) 本業務に類似する業務実績を保持し、かつ自主運営事業や本格運行（実証を除く）支援実績などに基づく支援ノウハウを有すること。
- (9) 仕様書に定める業務受託上の人員体制・実績に関する条件として以下全ての条件を満たすことなお、実績は令和7年5月末時点のものとする。ただし、実証運行を除く。
 - ①業務実績
 - ・ 本件類似業務の広域エリア（運行エリア 100km² 以上）かつ多台数での運用実績を5件以上有すること
 - ・ 本件類似業務の同一地域での複数台数（10台以上）の運用実績を有すること
 - ②人員体制の条件
 - ・ 本件類似業務の実施経験
- (10) 別紙「企画提案仕様書」、「5. 業務内容」を満たすシステムを提供可能であること。

4. 実施スケジュールおよび募集方法

(1) 実施スケジュール

内 容	日 時
公募開始	令和7年6月6日（金）
質問書提出期限	令和7年6月13日（金）17時
参加申込書提出期限	令和7年6月13日（金）17時
企画提案書等の提出期限	令和7年6月20日（金）17時
審査会（プレゼンテーション等）	令和7年6月25日（水）15時30分開始（予定）
審査結果通知	審査会後2営業日以内に通知（予定）
契約締結	審査結果通知から1週間以内（予定）
業務開始	契約締結日
事業報告書提出	令和8年2月27日（金）
業務期間	令和8年2月27日（金）まで

※審査会については応募状況等によって再調整する可能性がある。

審査結果の通知後、契約候補者と協議のうえ、契約を締結する。

5. 実施要領及び基本仕様書等の交付方法

以下の場所で配布とし、郵送による配布は行わない。

(1) 石川県交通政策課ホームページに掲載

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shink/proposal.html>

※各種様式については当ホームページからダウンロードにより入手すること。なお、窓口又は郵送による配布は行わない。

6. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和7年6月13日（金）17時まで

(2) 提出方法

質問書（様式第8号）を電子メールにより提出（送信後に必ず電話で受信確認をすること）

(3) 提出先

下記15に同じ

(4) その他

- ・回答は、電子メールにより質問者に通知する。
- ・質問事項の内容が、実施要領及び仕様書等の補足事項として周知の必要があると認められる場合は、質問者を公表しない形で、随時石川県ホームページに掲載する。
- ・企画提案書の審査に係る質問や、口頭（電話含む）による質問は受け付けない。

7. 参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和7年6月13日（金）17時

(2) 提出書類

①参加表明書（様式第 1 号）

②業務実績書（様式第 2 号）

※ 3. 参加資格（9）①の業務実績を記入すること。

③実績確認書（システム性能）（様式第 3 号）

（3）提出方法

電子メールにより提出（送信後に必ず電話で受信確認をすること。）

（4）提出先

下記 15 に同じ

（5）その他

参加申込書を提出した者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、本要領に定める辞退届（様式 9）を速やかに提出すること。

8. 企画提案書の提出

（1）提出期限

令和 7 年 6 月 20 日（金）17 時

（2）企画提案に必要な書類

※すべて正本 1 部、副本 9 部の合計 10 部提出すること

①企画提案書提出届（様式第 4 号）

②業務実施体制調書（様式第 5 号）

③実施体制図等（様式第 6 号）

④管理技術者調書（様式第 7 号）

⑤会社概要（様式任意）

⑥企画提案書（様式第 4－1 号）

⑦参考見積書（様式任意）

・書類は A4 サイズとする。

提出書類	留意事項
①企画提案書提出届（様式第 4 号）	社長、営業所長等の代表者印を押印する。
②業務実施体制調書（様式第 5 号）	本業務に携わる者、分担する業務内容等を記入する。
③実施体制図等（様式第 6 号）	本業務の実施体制を図として記入する。 ※本件類似業務の実施経験者（内容・期間・資格等）が分かるように記載すること。
④管理技術者調書（様式第 7 号）	本業務の全体を管理する技術者の実績、手持業務、経歴等を記入する。
⑤会社概要（様式任意）	会社パンフレット等を提出する。
⑥企画提案書（様式第 4－1 号）	㊦会社概要・請負実績における特記事項 ㊧事業目的の理解について ㊨システムの操作性・利便性について ※アプリや車載器、管理 Web における操作性・利便性・画面の見易さ等を表現すること。 ㊩システムの性能・機能性について ※効率的かつ最適なルーティンや高い利便性の実現に資する予約・配車・運行管理システムの優位性等につ

	いて表現すること。 ④システム拡張性について（※任意） ※予約・配車・管理の運用だけでなく、他システムとの連携の可能性及び自社システムへの拡張時における優位性等について表現すること ⑤運行データ等の集計機能及び活用方法について ※集計項目の多様性、拡張性、データ加工への融通性等について活用方法を含め表現すること。 ⑥運用・保守体制について ※システムに係る不具合事項や利用者等からの機能改善要望事項等に対する対応・体制等について表現すること。 ⑦マネジメントについて ※奥能登2市2町の特性に合わせた業務進捗や地域合意形成、利用促進等について表現すること。 ⑧事業実施スケジュールについて ※業務履行期間中における業務のスケジュール（工程表）について表現すること。 ⑨広域運営体制づくりの検討支援について ※広域運営のイメージや検討支援の具体的な支援方法等について表現すること。 ⑩その他（自由提案） ※システム構築の目的や現在の運行状況、奥能登2市2町の公共交通以外の状況等を勘案し、その専門的な立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務以外で持続可能な公共交通の実現に向けた効果的な提案がある場合は、記載すること。
⑦参考見積書（様式任意）	・実施要領・企画提案仕様書の内容を全て網羅した見積書（初期費用）とし、代表者の印のあるものとする。なお、見積書については仕様書5（2）①（ア）（イ）（ウ）の内訳が分かるように記載すること。 ・また本システムの持続可能性を検討するために別途、サービス開始後（令和8年4月（予定））の必要な経費についての見積書（1台あたり等）の年額費用を示すこと。なお、1自治体で導入する場合（4台）と奥能登2市2町（18台）導入することによるスケールメリットが分かるように2パターン以上の見積書を提出すること。またシステムの改修・機能の追加等に要する費用についても分かりやすく記載すること。

（3）提出方法

郵送または持参のほか、電子データによる提出も行うこと。

（4）提出先

下記 15 に同じ

(5) その他

- ・持参の場合の受付時間は 9 時から 17 時までとする。
- ・郵送の場合、事前に電話連絡のうえ、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒には「奥能登 2 市 2 町 共通 A I オンデマンド交通システム導入等業務委託関係書類在中」と朱書きすること。
- ・提案書の作成および提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- ・提出できる企画提案書は 1 案とする。
- ・提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ・一度提出した企画提案書の差し替えは原則として認めない。
- ・企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案者が負うこととする。

9. 選定方法

プロポーザルの審査を次のとおり実施し、最も評価の高い提案者を委託契約の優先交渉権者とする。ただし、最高評価点数提案者が複数ある場合は、審査委員の多数決で決する。

(1) 審査会（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

参加資格要件を満たすものに対し、企画提案書についてのプレゼンテーションを下記のとおり実施し、最も優れている提案を特定する。

① 実施予定日：令和 7 年 6 月 25 日（水）15 時 30 分開始（予定）

※ただし、応募状況等により再調整の可能性がある。

② プレゼンテーションの内容

- ・プレゼンテーションの時間は 1 者あたり説明 30 分、質疑 10 分を目安とする。
- ・プレゼンテーションは PC とモニターを使用し行うものとし、必要な機材（PC・モニター等）は事務局が用意する。また、プレゼンテーション用のデータは提出済の企画提案書等から内容の変更が無い範囲での軽微なレイアウト調整は可とし、令和 7 年 6 月 20 日（金）17 時までに電子メールで事務局あてにデータを送付すること。（送付後に電話にて連絡し、到着を確認すること。）
- ・当日の順番は、参加申込書の到着順とする。
- ・当日はオンラインでの参加も可能とする。
- ・詳細は参加者あてに事前通知する。
- ・審査会については非公開とする。また、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。

10. 審査基準及び配点

審 査 基 準		配 点
1 執行体制・実績	業務実績	10点
	実施体制	10点
	配置予定技術者が有する資格、実績	5点
2 企画提案の内容 (適格性、実現可能性)	事業目的の理解度	10点
	システムの利便性・操作性・拡張性	10点
	運行データの集計機能及び活用方法	10点
	運用・保守体制	10点
	マネジメント・事業実施スケジュール	10点
	広域運営体制づくりの検討支援	10点
3 参考見積書の妥当性	当該業務に要する経費	5点
	サービス開始後に要する経費	5点
4 その他提案の内容	その他持続可能な公共交通等に向けた効果的な提案	5点
合 計		100点

※評価点数が6割未満の場合は、優先交渉権者の対象としない。

11. 審査結果の通知

審査結果を書面により、すべての事業者に通知する、なお。審査結果に関する異議等は受け付けない。

12. 契約の締結

審査結果通知後、委託者と委託契約の優先交渉権者は契約締結に向けた協議を開始する。原則として、企画提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議により項目の追加、変更または削除を行う場合がある。

委託契約の仕様を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結する。ただし、優先交渉権者との協議が調わない場合は、審査会で次点となった提案者を優先交渉権者として協議を行う。

13. 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

（１）提案者が次のいずれかに該当するとき

ア プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったとき

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。（参加表明時点の参加資格も含む）

（２）提案者が次のいずれかに該当するとき

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 参考見積りの金額（税込 税率10%）が見積限度額を超過したとき。

14. その他留意事項

- (1) 提出書類受理後の書類の差し替え及び再提出は一切認めない。また、管理技術者の変更も認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出された提案書類等は返却しない。
- (4) 提出された書類は優先交渉権者選定以外には提出者に無断で使用しない。ただし審査において複製を作成する場合がある。また、本プロポーザルに関する情報公開請求があった場合は開示する場合がある。
- (5) 公募型プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (6) 委託業務の全部もしくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- (7) 令和7年度石川県能登地域公共交通協議会補正予算が未成立のため、本業務に係る予算が協議会で承認されなかった場合、本件プロポーザルを無効とし、契約締結を行わない。
- (8) この要領に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議する。

15. 書類等提出先及び連絡先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県能登地域公共交通協議会事務局

(石川県企画振興部交通総合対策監室交通政策課) 担当 岡山

電話番号：076-225-1332

メール：e120700@pref.ishikawa.lg.jp